日本記者クラブ
記者会見

第2ステップ終了を受けて「収束」宣言

細野豪志　環境、原発事故担当相

２０１１年１２月１９日

５月は首相補佐官として海江田経済産業相とともに、７月は原発事故担当相として、12月は環境、原発事故担当相として、１年に３度目の会見だった。７月は第１ステップ終了報告で、今回は第２ステップ終了報告と廃棄物の中間処理施設設置などが主な説明だった。

第２ステップ完了でなぜ「収束宣言」なのかについて、かなり時間を割いて初めに話した。端的にいえば「３月11日に生じた事故については、再び避難をしていただく必要がなくなった」という判断に基づく。具体的にはこんな説明だった。①格納容器でも複数個所測定したが、圧力容器の温度が下がるのに軌をいつにして下がった（１号機はその下についても落ち着いていることを確認）②１～３号機の状況に応じて放射線量を測定したが、９月から徐々に減少し、現在、最大年間線量0.１ミリシーベルトになり、ハードルとして掲げた１ミリシーベルト以下になっている③９月頃、こうしたことがほぼ把握できたので、年内に冷温停止状態達成が可能だろうと IEA 総会で発言し、総理も国連で同様の趣旨を。その後２カ月さらに慎重を期して電源、水源の多様性、多重性の確保などを確認し、たとえ12時間注水停止でも、現在の燃料の状態では敷地境界における被曝線量が年間１ミリシーベルトを下回るので、周りの皆さんに再び避難してもらう必要がなくなった。

これをもって政府として「収束」と決め、関係の閣僚とも相談して、総理にも会見でああいう表現をしていただいたが、批判があれば私が受けなければならない、と。

司会　日本記者クラブ企画委員　田﨑史郎（時事通信 解説委員）

日本記者クラブ　Youtube チャンネル
http://www.youtube.com/user/jnpc#p/u/5/ioy6tpMpeM4

＊配付資料は末尾にあります

©公益社団法人　日本記者クラブ

こちらで話をさせていただくのは、いま司会の田﨑さんから紹介していただきましたように3回目でございます。海江田大臣の陪席で、かばん持ちで来て、少々話をさせていただいたというのが1回目。2回目は、大臣になりましてからで7月、少し福島の原発事故が落ちついてきたころでした。第1ステップがそろそろという、そういう時期に2回目の話をさせていただきました。きょうが3回目ということです。12月16日に第2ステップが終了しまして、こうして皆さんにご報告がきる状況になりました。

3月11日というのは、我が国にとっても、おそらくきょう集まっておられる皆さんにとっても、忘れたくても忘れられないぐらいな、非常に痛ましい日になってしまったわけです。あれから9カ月と少したって、ようやくその状況から次の段階に入ることができる時期になったのではないか、というふうに私は思っております。

きょうはもちろん、これまで皆さんからいろいろとご意見をいただいたり、質問を受けてきたことについても少し話をさせていただきたいと思います。けれども、その先の話、つまり、これからどういった課題があるのか、それに我が国はどう向き合っていくべきなのか、そういったことについてより焦点を当てて話をさせていただきたい。

いくつか資料を配らせていただきました。まず資料 1－1（編注：本文後に掲載）ですが、第2ステップの終了という、その紙を配らせていただきました。この件については総理も会見をされています。私も、統合会見の最後の場所で、何度もいろんな質問に答えております。きょうこれについて詳しく説明をするのは、ダブってしまいますので避けたいと思います。

そういう前提で若干説明をさせていただくと、3点にわたって、第2ステップの終了に向けて私どもは努力してまいりました。具体的には、「ステップ2の総括」というところに書いてございます。まずは、しっかりと燃料の温度が下がらないと、当然、冷温停止という状態にはなりません。当初は、圧力容器の底部の温度を集中的にはかっておりました。3月、4月ごろの状況というのを考えると、これが100℃以下になるというのは、相当重い目標を掲げてしまったな、と率直に思った時期もあったのです。けれども、事故の収束ということを考えれば、燃料の温度がいつどんどん上がるかわからないような状況というのはあり得ません。ですから、絶対にこれは下げなければならないだろうということで、冷却機能を安定化させることに努めてまいりました。

格納容器の温度も複数個所で測る

その中で、多くの皆さんから新たな疑問が出てまいりました。それは、燃料の場所が、圧力容器の中に十分全部入っているという状況ではないのではないか。むしろ、そこから落ちて格納容器に入っている部分が相当あるのではないか。そういう意見がございました。それは解析の結果でも出ておりました。あくまでも解析なものですから、すべてがわかっているわけではないのですけれども、少なくとも水が漏れている以上は、穴があいていることは間違いない。穴があいているということは、この圧力容器から格納容器へも燃料が行っていることも、これも当然想定しなければなりません。それで、この格納容器の温度もはかったほうがいいだろうということで、複数個所ではかりました。幸いにして、この圧力容器の温度が下がっていくのと軌を一にしまして、格納容器の温度も下がってまいりました。

そうしますと、さらにいろんな意見が出てまいりました。それは、格納容器の外にも燃料が出ているのではないか、という話でございます。東京電力の解析の結果でも、特に1号機については、燃料がさらに下に落ちている。そういう解析結果も出ておりますから、その下がどうなっているのかということについても、冷却が進んでいることを確認しなければならないだろうと考えました。

したがって、例えばそこから漏れ出て、循環

注水のもとになっている水の状態、湯気が上がっていないかどうかとか。温度に異変がないかどうかとか。そういったことについても、これもかなり確認をいたしまして、それも落ちついているという状況が確認できました。

実はどこに燃料があるのかということについては、最終的には炉をあけてみないとわかりません。ですから、これには、おそらく 10 年近くの歳月がかかるであろう。場合によっては 10 年を超える歳月がかかる可能性もあります。そういう状況が生まれるまでには相当の年月がかかるわけです。けれども、それまでの間もしっかりと冷却ができている、こういう状態が確保できれば、燃料の安定した状況は確認をできるだろうということで、これを第一の条件にしてまいりました。

2 つ目でございますけれども、なぜ燃料を冷やすのかということにもつながるわけですが、外に出ている放射性物質の量をしっかりと測定しなければならないと考えました。

これも第1ステップが終わった7月あたりは結構苦労しました。といいますのは、全体としてどれぐらい出ているかという状況、おおよその情報は、外ではかっていれば把握できるのですけれども、個別にはかるのは非常に難しかったのです。1 号機からどれぐらいの放射性物質が出ているか。2 号機からどれぐらい出ているか。それぞれはかり方が違います。2 号機はブローアウトパネルがあいていますので、そこから出てきています。ですから、そこから集中してどれぐらい出ているのかのをはかって、全体の量を考えなければなりません。また 3 号機というのも違う状況ですので、それぞれの状況に応じてはかり方を変えて、放射線量を測定いたしました。

最大年間線量０．１ミリシーベルトに

そして、9 月、10 月、11 月とはかっていく中で、これについても徐々に減少してきた。現在は、最大年間線量に換算しまして 0.1 ミリシーベルト、そういう数字になっております。これは当初、我々がハードルとして掲げておりました 1 ミリシーベルト/年というものを下回っております。これならば、この条件をクリアしたと考えていいだろう、ということになったわけであります。

こうした状況は、いまほど正確ではありませんけれども、およそ把握できたのは 9 月のころでありました。そういった状況は徐々に確認できてまいりましたので、私はＩＡＥＡの総会で、年内の冷温停止状態は達成可能だろうということを申しあげたわけです。総理も国連でそのことをおっしゃいました。

では、なぜ、それから 10 月、11 月、12 月と、2 カ月以上の期間がかかったのかということでございます。これだけ時間をかけたのは、この状態が継続できるかどうかということについては、相当シビアにみていかなければならないだろう、というふうに考えたからです。

例えば 9 月の状態で、一時的に冷温停止状態になっていたとして、例えば水の入る安定性が確保できなくて、途中でとまってしまったらどうだろうか。そのことによって燃料の温度が上がって、また放射性物質が外に出てしまうということになると、それこそ周りの方にまた大変なご心配やご迷惑をおかけすることになってしまう。これでは、いまの東京電力福島第一原発の状況を考えれば、とても冷温停止状態ということはできないだろう、というふうに考えました。

そこで、この 2 カ月の間、例えば電源はどうなっているのか。水源はどうなっているのか。そして、それを入れるポンプは安定的に確保できているのか。それらのことについての分析をずうっと進めてまいりました。いくつか冊子で出ておりますので、詳しくはネットなどでごらんいただければ、皆さんに確認していただけると思います。いくつか例を挙げますと、例えばポンプでいうならば 9 台、すでに確保されております。その 9 台というのも、3 月 11 日以前に設置されていたような、多様性のない設置の仕方ではありません。場所も、もちろん原発の中にもありますけれども、外側の津波のかからない高台にも設置をするという形で、9 台の多

様性、多重性の確保されたポンプが設置されております。

電源、水源の多重性も確保した

そして、仮にそのポンプがすべて稼働できなかった場合にも備えて、消防車が 6 台用意されております。これも津波のかぶらない場所を含めて確保されておりますので、緊急の水というのは入る、そういう体制になっております。

一つ一つ例を挙げてしまうと、ものすごく時間がかかってしまうので、これぐらいにとどめます、けれども、そうした多様性、多重性――特に多様性が大事です。多重化というのは、必ずしも柔軟な体制、そしてさまざまなケースに想定できるような仕組みではありません。多重性だけではだめだ、常に多様性を確保して、さまざまな事態に対応できるような体制をつくらなければならない、これが今回の事故からの教訓だったわけです。

ですから、多様性が確保できた体制になっているということをもって、よかろう、ということにしたわけであります。そのことは「ステップ２の総括」の③の下のところの三角のところに書いてございます。たとえ注水設備がすべて使用不能となった場合も、3 時間程度で消防車による注水が可能である、そういう体制を我々は整えました。

ただ、この 3 時間ということを超えて水が入らないという状況もあえて想定しようということで、12 時間という注水停止時間も想定いたしました。これは3月 11 日以降に起こった、注水ができなかった時間を参考にして、こういう時間を設定したわけです。そういう状況になったとしても、現在の燃料の状態を考えると、敷地境界における被曝線量は年間 1 ミリシーベルトを下回ることが確認をされております。

つまり、我々は十分な体制を整えた、というふうに考えておりますが、それをはるかに超える事態が生じて十分な対応ができなかったとしても、もう周りの皆さんに避難をしていただく必要はない。この年間の 1 ミリシーベルトという数字は、通常の原発における、法定の放射性物質が外に出ることの上限、制限値になっております。そういう状態まで確保できましたので、それをもって冷温停止状態というふうに判断した、ということでございます。

これをもって、3 月 11 日に生じた原発事故については収束したということを宣言いたしました。これについては、昨日も福島の佐藤知事から、「収束」という言葉については、福島では受け入れがたい、そういう厳しいお話もございました。

私のほうで、佐藤知事に申しあげてまいりましたのは、オフサイドのさまざまな問題であるとか、原発そのものの事故の影響が風化をするようなことになることは絶対にあってはならない。そういった印象をもし持たれたとすれば、それは申しわけなかった、ということについては申しあげました。おわびをしてまいりました。

その一方で、3 月 11 日に生じた事故については、再び避難をしていただく必要がなくなったという意味において、事故の収束という政府の判断自体は、これは変えることはありません、ということも明確に、知事に対しても市町村長さんの皆さんに対しても申しあげてまいりました。

いよいよ福島は次の段階に入ります。この話をその後にしたいと思います。その前に、ここまで福島原発が来ることができた最大の功労者はだれなのかということについて、皆さんにお話ししたいと思います。これは、東京電力のそれこそ本店の皆さんであることは、もちろんありません。我々政府関係者が最大の功労者であることもありません。むしろ私どもはこの事故の責任者でありますから、さまざまな皆さんから厳しい声をいただいて当然だと思っています。私が福島に行ったときに皆さんから厳しい言葉をいただくのは当然です。なぜなら、私に責任があるからです。そして、この冷温停止状態まで達成したことについても、称賛を受けるつもりはもともと一切ありませんでしたし、いまもそんな気持ちは一切ありません。

ただ、これはメディアの皆さんにも、きょう

お集まりの皆さんにも、これをごらんになっているすべての皆さんにもぜひわかってもらいたいのですが、称賛されるべき方々というのはいるわけです。それは、もちろん初期に大変なご努力をいただいた自衛隊の皆さんや警察の皆さんや消防の皆さん、そうした皆さんも称賛されるべき対象です。しかし、彼らだけではないのです。現場の作業員の本当に血のにじむような努力があったことを、ぜひ皆さんに知ってもらいたいと思います。

称賛されるべきは現場の作業員

一昨日、そうした感謝の思いも込めまして、東京電力福島第一原発へ行ってまいりました。これまでも何度か仕事上、中に入ってきたので、作業員の皆さんと立ち話をしたり、激励したりする機会はあったのです。が、ゆっくり話をする時間というのは、これまで持つことができませんでした。ようやく現場も、少し話をできるような精神的なゆとりができてまいりましたので、私からお願いをして、一昨日、原発の中で作業員の皆さんと、そういう対話をする場面をつくっていただきました。

そのときの対話の中身については、この時間には私のホームページにもアップされていますし、東京電力のホームページにもアップされています。ぜひ皆さん、それをごらんいただきたいと思います。その中で、作業員の皆さんが語ってくれています。

一番初めに口を開いたのは、50 代の作業員の方でした。この人はいわき市にお住まいで、初めの数日、家族の皆さんと連絡がとれなかったそうです。家族の皆さんの安否というのが何よりも大事であるのは、人はだれでも一緒です。そういう中にあって、本人は現場から出ることなく努力した。彼は非常にとつとつと語っていました。けれども、本当に彼の人生を考えたときに、そのとき、どういう気持ちで彼が頑張ったのか。そのことを、やはり日本でいま安全な生活を送っている我々は、しっかりと想像してみるべきだと思います。

その後、口を開いてくれたのは、29 歳の一番若い作業員でありました。私はいまでも忘れることができない日がいくつかあるのですけれども、5 月 10 日というのは私にとっても忘れることができない日なのです。皆さん、どういう日か覚えておられますでしょうか。おそらく覚えておられる方はいないと思います。5 月 10 日は、作業員が初めて原発の中に入った日です。3 人作業員が入りました。東電からも行きました。行った人とも話をしました。彼は一番若いメンバーだったようです。やはり恐かったといっていました。初めて入るわけですから、中の様子はいろいろとはかってはいましたけれども、正確にはわかりません。しかし、だれかが入らなければいけないのです。だれかがそれをやらなければ事故が収束しなかったことは間違いない。

彼も、何といいましょうか、朴訥な 29 歳の青年でしたが、こういう言い方をしてくれました。「自分たちがやらなければだれがやるか、そういう思いで行ったんだ」と。周りから「すまないね」という言葉も受けながら。彼は非常に性格も前向きだし、そういう意味で若手のリーダーだったのでしょう。彼が選ばれた理由は、何となくそういうところにあるのかなというふうに思いました。若い作業員が現場に入ることに関しては、いろんな思いを周りは持ったと思う。しかし、彼はやったのです。そういう作業が一つ一つ積み重なって、いまの状態があるのです。

あそこに電気がついたときには、私は本当に感動しました。現場の中に作業員が入ったときに、本当に感動しました。そして、徐々に徐々に状況がよくなって、ここまでやってきた最大の功労者は彼らであるということに、もっと日本人は思いをいたすべきです。もっと称賛すべきだと思う。こういう現場に対する本当の意味での尊厳みたいなものが、私は、ちょっと我が国では足りないのではないかと思う。

私は自分の反省も込めて申しあげています。3 月から 4 月にかけて、十分彼らに対して配慮ができなかった。住む場所はどうなのか。食べるものは何なのか。さらには、本当に健康に気

遣いがされて作業がされているんだろうか。それらのことについて当初、やはり十分な目が行き届かなかったと反省をしております。それがありましたから、4 月、5 月、6 月にかけて、とにかく現場をよくしようということで一生懸命やりました。吉田所長もやってくれました。あの夏の熱射病も乗り越えたのです。6 月、7 月は熱射病が出たけれども、8 月は熱射病で重篤な人は一人も出なかった。これは驚くべきことです。それだけ現場はいろんな配慮をしながら乗り切った。

これ以上言うのはやめますが、いろんなことを非難されるだろうと思ったけれども、私は 12 月 16 日は、現場の皆さんに対する称賛の声がもうちょっと出てくると思ったのです。ニュースというか情報が足りなかったこともあると思います。現場に記者に入っていただくことはできませんでしたから。それはあるけれども、3 日たってしまいましたが、改めてそのことを皆さんに強調したいと思います。

「原子力安全」の世界道場にする

話をもとに戻したいと思います。福島はこれから新しい段階に入ります。私は、3 つの点で福島をこれから本当に世界に誇れる場所にしていきたいと思っているのです。

まず一つ、私がこれからやりたいと思っているのは、福島を原子力安全の世界の道場にします。２０１２年の 4 月には、新しい原子力の安全規制機関が誕生します。国会でもこれからご議論いただきますので、何としてもこれは誕生させたいと思っております。その拠点というのは、もちろん東京にも置く必要があると思うのです。けれども、重要な研修機関の拠点は福島に置こうと私は思っております。その国際原子力安全研修院というのは、国内の原子力安全に関する専門家を育てるだけの場所ではありません。世界から多くの原子力安全規制にかかわっている人たちに来ていただいて、一体、福島で何が起こったのか、何が間違っていたのか、その教訓をすべて学んでもらおうと思っています。そして、これから原子力安全規制のあり方が向かうべき方向性についても、福島を拠点に世界に発信していく。そういう拠点に必ずしたいと思うし、できるというふうに私は思っております。

そして 2 つ目に、これは私の仕事にもかかわるところですけれども、福島を、放射性物質をさまざま扱ったり、さらにはそれを乗り越える先進的な地域にしなければならないと思っています。チェルノブイリの経験というのは、私どもに多くのことを教えてくれています。しかし、チェルノブイリは、そういうさまざまな専門的な拠点にはなっていません。福島はその拠点にできます。

具体的に申しあげると、除染の技術は福島で最も発達するでしょう。放射性物質をいかに扱うのかというこの技術。さらには、低線量被曝への対応を含めて、放射線医療の拠点として、福島はこれからどんどんさまざまな経験を積んでいきます。もちろん、その中で福島の皆さんの健康被害が出ないような体制を必ずつくらなければならない。

そして 3 点目として、福島は廃炉の問題に取り組みますから、その意味でのさまざまな技術革新が現実に起こる場所になります。私が一番やらなければならないと思っているのは無人化の技術、いわゆるロボット技術です。

原発の中で活躍をしたロボットが非常に大きなニュースになりました。アメリカから来たＴＡＬＯＮ（タロン）とかｉＲｏｂｏｔ（アイロボット）、皆さんも記憶されていると思います。ネーミングもうまいですから、外国産のロボットだけが中ですごく働いたような印象を持っていらっしゃる方が多いかもしれません。が、必ずしもそうではない。一番活躍したロボットは、皆さん、何かご存じでしょうか。前回もこの場所で申しあげました。それは小松製作所の無人の建設機械です。一昨日現場に行ったときも、先の 29 歳の若者がいっていました。「びっくりした。あんな大きな建設機器が無人で動くんだ」と。がれきを全部拾う作業をして、そして周辺をきれいにしたのは、この無人のロボットです。

日本には、もともとすばらしい無人化の技術がある。ただ、残念ながら、今回の現場では、日本のロボットの活躍を十分皆さんにおみせすることができなかった。むしろ、私は悔しい思いをしました。ある外国のメディアに、こういう記事が出た。日本のロボットは、バイオリンは弾くけれども、原発の中では働かなかった、と。皆さん、ご記憶ですよね。上海万博で弾いていましたね、バイオリンを。私も行きましたから、見事な技術だと、すごく鮮明に覚えている。ああ、日本の無人化の技術はすばらしいな、と。本当にこんな技術が日本にあるんだと感動したけれども、あの人間型のロボットというのは、原発の中では働くことはできなかった。

燃料取り出しに必要な無人化技術

しかし、私は、現実は、もっと日本は先に行っているし、行けると思っているのです。ですから、その無人化の技術を福島でしっかりと育てる中で、これからいろいろやらなければなりません。最大の難関は、おそらく 10 年ぐらいかかると思いますが、原発の炉からの燃料の取り出しです。それは無人化の技術なくしてできませんから、それを発達させる場所として、福島をこれから、本当に再生の場所として生かしていきたいと思っています。

多分、ご存じの方も多いと思いますが、これまで無人化の技術というのは、全体の中でいうと、軍需の面で発達してきました。米国がその代表です。できるだけ人を傷つけずに、さまざまな無人化の技術を生かしていこう、と。最近では、いろいろな偵察機であるとか爆撃機も随分無人化をされている。やがては戦闘の現場も、ロボットによってなされるのではないか、というようなことも現実的にいわれている。日本は、そこは米国にはおそらく追いつかないし、追いつくべきでもないでしょう。そういう国ではありませんから。

でも日本型の無人化の技術を発達させる場所、本当の意味で世界に貢献できる場所、それは福島だというふうに私は思っています。もちろん外国からも、さまざまな協力をしっかりと受けようと思っています。

廃炉に向けての中長期のロードマップを 21 日に発表いたします。その中でも、この研究開発の要素というのは非常に重要ですので、しっかりと皆さんに説明したいと思っています。そして、その研究の成果というのは、海外からもいろいろ募ってやっていこうというふうにも思っています。

しかし、やはり私はメイド・イン・ジャパンにこだわりたい。水の処理施設もそうでしたけれども、アメリカやフランスからいろんな協力をもらえるのは非常にありがたい。しかし、長期的に、本当にこの国難ともいえる事態を乗り越えるときに頼りになるのは、やはりメイド・イン・ジャパンの国産メーカーだと思っています。そういう力が日本のメーカーにはありますので、メイド・イン・ジャパンにこだわる中で、この無人化の技術を発達させて、福島をそういう拠点として再生させていきたい、そのように考えております。

ここからはそれぞれのテーマについて、もう一度、政策の当面の課題に戻って話をさせていただきたいと思います。まず、おそらく皆さんが関心を持っていらっしゃる除染について申しあげます。

この除染ですけれども、体制は整いました。遅いという批判はあると思います。あらゆる批判のすべての責任は私にありますので、それは本当に申しわけなく思っています。しかし、我々は前進するしかないのです。どんなに遅いといわれようが、その日からスピードアップするしかないのです。どんなにこれまでだめだったかといわれて、それについて批判を受けようが、それは反省をしつつも、前に進むしかないのです。ですから、除染では、2012 年の 1 月 1 日には、福島環境再生事務所というのを 200 人体制で立ち上げます。来年の 4 月には 400 名体制にします。環境省は、職員の総数 1,200 人でした。国交省は 6 万人です。その中で 400 人体制で立ち上げるというのが、いかに大きな仕事かは、皆さんにわかっていただけると思います。もちろん他省からもあらゆる応援を受け

ます。予算も確保いたしました。来年度まででめどが立っているのが1兆1,500億円。総理は、必要があればもっと予算を確保すると確約をしてくれています。

いろんな意見があります。除染よりも違う方法をやったほうがいいのじゃないか、という批判もある。しかし、私はやろうと思っています。皆さんにもぜひ考えていただきたい。日本という狭い国土で、福島というあの東北の真ん中の場所に、人が住めない広大な大地が広がることは、日本にとってどうなのか。残念ながら、高線量のため、当面帰っていただくことができない場所があるし、そういうところは買い取りという選択肢も提示しなければなりません。

しかし、私は、帰れる人には帰ってもらいたい。そして、そのために、日本というのはしっかりとそのことに向き合っていく国であってもらいたい。これは経済の問題ではなくて、日本社会のあり方そのものを問うている問題だと考えています。ですから、まずは、除染についてはこの2年を集中期間として、あらゆる手段を使ってやる。予算と人をそのために確保しました。

この除染を進めるためには、いくつか超えなければならない壁があります。それは、出てくる土壌をどうやって処理するかという問題。きのうも市町村の皆さんと2時間20分ぐらいにわたりまして、私を含めた3閣僚が参りまして議論させていただきました。やはり皆さんがおっしゃったのは、仮置き場に苦労しているという話でした。仮置き場に苦労しておられるのは理由があるわけです。それは、仮置き場というのが一体何年になるのか、果たして仮置きで終わるのか、最終的な処分場になるんじゃないか、という疑いを、住民の皆さんが持たれるからです。そういった状況は、絶対に避けなければなりませんので、そのために中間貯蔵施設を設置する必要がございます。

これは本当に福島の皆さんに申しわけないのですが、いま出ている大量の土壌の問題を考えれば、やはり中間貯蔵施設というのは福島県内に設置をするという選択をせざるを得ないと思っております。ほぼ中間貯蔵施設については具体的な姿を、私の中で準備をすることができました。

中間処理施設は国の責任で福島に

どういった施設にするのか、そして、それはどういう要素を含むのか、設置主体はどこにするのか、ということも含めて、まだここでは皆さんに発表できません。この問題は、マスコミの皆さん、国民の皆さんに説明する前に、福島の皆さんに説明するべきだと考えるからです。

ただ、この中間貯蔵施設の設置は、やはり国が責任を持ってやらなければなりません。当然歓迎はされないでしょう。私は、そこは国が責任を持ってやらなければならないと思っております。本当に苦しいところですけれども、いつとはまだ申しあげられないのですが、そう遠くない時期に、もう一度具体的に福島の皆さんにお願いをする機会をつくらなければならないと思っています。

7月ごろからこの問題に取り組んでいました。菅総理の最後の仕事でした。この中間貯蔵施設について設置をお認めいただきたいということで、福島で総理に頭を下げていただきました。菅政権にはいろいろ評価がありますし、菅総理についてもいろいろ厳しい声があるのは承知をしておりますけれども、私は、原発の事故が起こったときの最大の責任者である菅総理が、最後にあのことを福島でいってくれたことをむだにはしたくないと思っています。

それからもう数カ月がたちました。徐々に福島でも、この中間貯蔵の問題については、何とかしなければならないのではないか、というふうにいってくださる方がふえてきました。もちろん、反対意見もあります。中間貯蔵施設をつくることに反対だという要望書も出てきています。ただ、そういったことも含めて、やはりいろんな声がある中で、最後にお願いをするのは私の仕事ですから、それはやりたいというふうに思っています。

除染についてもう一つ。1ミリシーベルトを長期的な目標としてやっていくという姿勢は

変えません。そして、1ミリシーベルトに戻すために、地元の自治体の皆さんにいろんな努力をしていただいたり、地域の皆さんが本当に一生懸命手を使ってやってくださっているということは、本当にありがたい。ボランティアの皆さんにも感謝を申しあげたいと思います。

なぜ 1 ミリシーベルトまでやるかなのですが、それは福島のきれいな大地を汚してしまったのが国であり、東京電力だからです。環境問題においては汚染者負担の原則という考え方があります。その原則に基づいて、福島をきれいにする責任は国にあり、東京電力にありますから、1ミリシーベルトを長期的な目標としてやることは、これからも変えません。

しかし、その一方で、このあと少し話をしますけれども、健康の問題としてどうかということを考えると、私は、そこは別だというふうに考えているし、ぜひ皆さんにもそう考えていただきたいと思います。

２０ミリシーベルトの意味するリスク

例えば 20 ミリシーベルトで生活をすることのリスク。このリスクについては、低線量被曝のワーキンググループというのを開催いたしまして、合計 8 回にわたりまして議論を重ねてまいりました。11 月から始めたので、2 カ月強の間の短い期間でやったのですが、毎回 2 時間しっかりやりました。すべての会合に私も出ました。すべて発言をしています。全部ネットで公開していますから、低線量被曝について、関心がある方は、ぜひ映像でごらんください。政府のホームページに出ています。

低線量被曝のリスクをどう考えるのか。100 ミリシーベルト以上のことについては、疫学的な結果が出ています。それは、例えば原爆による被害者の皆さんのいろんな疫学的な調査をして、相当包括的な調査がされていますので、その中で 100 ミリシーベルト以上の放射線量を浴びた場合には、がんが増加をする、そういうデータが出ております。

具体的には、100 ミリシーベルト被曝した場合の生涯のがん死亡の増加分は約 0.5%です。0.5%をどうみるか、いろんな評価があると思いますが、有意な疫学的な調査が出ている以上、100 ミリというのは重い数字だということがいえると私は思います。

では、100 ミリシーベルト以下はどうかということについては、よくわからないということをおっしゃる方がいますが、これは必ずしも正確な言い方ではありません。疫学的にはさまざまな調査をしています。していますけれども、疫学的な有意な差が出てきていません。これはなぜか。それは、100 ミリシーベルト以下の場合には、ほかのがんのリスクに隠れてしまって、有意な差が出てこないわけです。

日本人のがんの発生率というのは、大体 30%というふうにいわれています。それにはさまざまな因子があります。その中に隠れてしまって、100 ミリシーベルト以下については、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しい。これが正確な表現になるわけです。

話をもとに戻します。ですから、20 ミリシーベルトという数値は、その中でどういうふうにリスクを考えるかという問題なのです。低線量被曝のワーキンググループの中では、あえてリスクの比較もしました。例えばたばこのリスクと比較をするとどうなのか。さらには肥満のリスクと比較をするとどうなのか。野菜不足のリスクと比較をするとどうなのか。そういう比較をいたしました。

「あえて」と申しあげたのは、本質的には全くこのリスクは違うということです。なぜ違うのかというと、喫煙であるとか野菜不足であるとか肥満というのは、それぞれ皆さんが選択をする中で生じている現象です。今回の長期低線量被曝というのは、だれも望んでそういう状況になっている方はいらっしゃいません。すべての皆さんは、今回の事故によりまして不本意ながらそういう状況に陥ってしまっている。これは我々に責任があります。ですから、そういった意味では全く違うリスクなのだ、ということは前提として申しあげなければならない。選択するリスクと、選択できなかった状況で生じて

いるリスクは、これは違う。比較に適していません。だから、これまで我々はそういう比較をあえてすることはしてきませんでした。しかし、そろそろその比較をしなければならない時期が来たのではないかと思うのです。

むろん政府に責任があり、いうならば我々の問題で生じたことをしっかりと認めておわびをしつつ、その一方で、本当のリスクというのはどの程度あるのかということについて、皆さんに冷静に議論していただくために必要ではないか、と考えたわけです。

福島で生活されている皆さん、福島の外でも放射性物質のいろんな問題に悩んでおられる方が日本じゅうにいらっしゃいます。そういう方々に対しても、しっかりとしたリスクコミュニケーションをしていく必要があるのではないかということで、あえて比較をいたしました。

具体的には、喫煙の場合には、放射線量で換算をすると、1,000～2,000 ミリシーベルトに該当するがんの発生リスクということになってまいります。肥満の場合には 200～500 ミリシーベルト、ＢＭＩで 23～24.5 のグループに対してということです。野菜不足や受動喫煙については 100～200 ミリシーベルト。これは一定の前提を置いているのですが、野菜を 1 日当たり 420g 摂取のグループに対して、1 日あたり 110g 摂取のグループ。4 分の 1 ぐらいしか野菜をとっていない人。もしかしたら私なども、あまりバランスのいい食事をしていないので、これに該当するかもしれません。それぞれ皆さんに当てはめていただいて、いま放射線で問題になっているリスク（これは疫学的に明らかになっていませんけれども、一定のリスクとみたほうがいいでしょう）を考えていただきたい。

例えば低いリスクでいうならば、皆さん、水道にも発がん性物質が入っているのはご存じでしょうか。クロロホルムといいます。このクロロホルムの入った水道水を1日2リットルずつ飲み続けた場合の発がん性リスクは、0.01％未満といわれています。100 ミリシーベルトの放射性物質を浴びるということは、このクロロホルムのリスクよりは高いわけですね。先ほど申しあげたような、いろんなはっきりしたリスクと比べると低いですけれども、これよりは高いのであれば、できるだけ減らす努力はしていくべきだろう。

そこで、除染に話を戻しますけれども、20 ミリシーベルトで人が住んでいます。現実的には、我々が積算で線量 20 ミリシーベルトというふうにカウントしているところでも、現実にそれぞれの皆さんの生活ではかってみると、大体 4 分の 1 ぐらいです。5 分の 1 ぐらいの方もいらっしゃいます。ですから、4 ミリシーベルトから 5 ミリシーベルトぐらい。このことは大体明らかになっています。

要するに、私どもは基準をつくるときに、保守的につくったのです。8 時間外にいるという仮定を置いています。現代人で 8 時間、外で生活をする人はほとんどいません。ですが、20 ミリシーベルトを最大浴びる可能性があるということであれば、それを減らす努力をしようと。ですから、除染については参考レベルとして、暫定の目標値として 10 ミリシーベルトを設置したいと考えております。

２年で１０ミリシーベルトまで下げる

おそらく 20 ミリのところを下げるという意味では、初めの 2 年ぐらいで 10 ミリまでいけるのではないかと思っています。そのようにやりたいと思っています。自治体にそれぞれやっていただいていますが、国もそこは、それこそ当事者として入ります。20 ミリでもまだ除染ができていないところで、例えば子どもが住んでいるかもしれない、住んでいるでしょう、そこは国の範囲で直接やる。2 年で 10 ミリまで下げます。下げたいと思います。

そして 2 年たって、10 ミリ以上のところに人が住んでいないという状況になれば、次の挑戦があるわけです。それを 5 ミリまで下げていく。参考レベルを 5 ミリまで下げればいいわけです。そうすることによって、もう福島で 20 ミリのところには住んでいない、その後、10 ミリのところには住んでいない、その後、5 ミリのところには住んでいない、ということにな

れば、福島が徐々に、本当の意味で、安全だけではなく安心できる場所として、皆さんにしっかりとわかっていただける状況ができるのではないか。そういうふうに思っております。

そろそろ 1 時間近くになってまいりましたので、低線量被曝の話にもう少し焦点を当てて申しあげたいのですが、低線量被曝のワーキンググループについても、これはまだ発表時期は申しあげられないのですが、最終回を開きまして、いま最終報告書の取りまとめに入りました。できれば年内にはこの報告書を、すでに暫定版は公表しているのですけれども、しっかりと最終版にして、報告書を皆さまに提示をしたいと思っております。

その中で、政策についての具体的な提案も、いくつかしてまいります。まだ最終的な姿ではありませんけれども、5 点、皆さんに提示をしようと思いますので、まず概略を、この場所ではご説明申しあげたいと思います。

1 つは、すでに申しあげました。除染の参考レベルを 2 年間で年間 10 ミリシーベルトまで、そして次の段階で年間 5 ミリシーベルトまで下げる、そういう目標をつくりたいと思っています。

そして 2 つ目に、子どもに対する最大限の配慮を提案したいと思っております。やはり子どもを考えたときに一番気になるのは、生活空間の除染です。ですから、当然、学校もですけれども、通学路、公園、そういったところの除染を優先するという考え方は、これまでもとってきましたけれども、より鮮明にしなければなりません。そして、おそらく一番判断として悩ましいのが、どういうことになれば学校を再開するのかということなのです。

皆さんも記憶されていると思いますが、4 月から 5 月にかけまして、学校の再開基準が、大きな懸念を日本国内に呼び起こしました。当時は私も、どちらかというとサイトの中のことをやっておりまして、学校の再開の問題については直接には関与できませんでした。けれども、本当に地元の皆さんの子どものことを考えれば、あのときのいろんな判断のやり方とか、判断の基準とかいうことについても、私はいろんな検証が必要だと思っています。そして、落ちつくところにあそこは落ちつきましたので、その方針をこれからも貫く必要があるのではないか。

いま福島県内で開いている学校は、すべて 1 時間当たり 1 マイクロシーベルト以下という形になっています。この基準は、相当レベルを下げないと開けないという基準ですから、私は採用し続ける意味があるのではないかと思っております。

避難地域の変更と学校再開

ですから、これからいよいよ避難区域の変更という議論になるわけですが、避難区域の変更の中では、学校の再開がおそらく最大の問題になると思うのです。学校の再開については、まずは学校校舎であるとか、さらには校庭の徹底的な除染を行って、1 マイクロシーベルト/アワー以下にならなければ、学校は再開をしない。いろいろご意見もあるかもしれません。逆のご意見もあるかもしれないけれども、それぐらいやらなければならないのではないかというのが、おそらくこのワーキンググループから提案をされる中身になると思いますし、私も個人的には、いまそう思っています。

そして、3 点目といたしまして、地域への放射線測定器の配備というのを提案したいと思っています。もちろんこれまでも、いろんな測定器については国も配備をしてきましたし、福島県にもいろいろお渡しをして、福島県内でもはかっていただいています。ただ、どこかちょっと足りないところがあると思うのです。それは、国ははかる、県ははかる、市町村もはかっている。確かにはかっているのです。データをすべて公開しています。しかし、本当に身近に皆さんがはかれているか、ここに問題があるわけです。もちろん、国がもっと信頼されるようにならなければならないし、国の責任ではからなければならないとも思っているのです。

しかし、一方で、地域の住民の皆さんからす

れば、自分ではかれる、もしくは自分の本当に知っている身近な人がはかっていて、こういう数字だったよということになれば、圧倒的にそれを信頼しようという方が多いのも事実なのです。ですから、地域の放射線測定器、さらには食品の測定器を、地域にもっともっと配備すべきだと思うのです。

そこは、私がこんなことをいうと、おまえ、これまで配備していなかったのではないかといわれます。そうです、私に責任があります。政府全体の責任です。これから私が担当することになります。もうそういう批判を受けないようにやります。

地域の健康の問題については、いろいろ議論がありました。厚生労働省がやるべきではないか、お医者さんはたくさん当然ネットワークを持っていますから、そういう話もあった。文部科学省がやるべきではないか、そういう議論もあった。文部科学省には法医研もあります。さらには大学病院があります。大学がありますね。広島大学とか長崎大学、文部科学省が直接持っています。しかし、厚生労働省も文部科学省も、どうするかという議論の中で、この問題に正面から向き合った省庁はなかった。それで、環境省がやることにしました。環境省には専門の医務官はいません。医官はいません。しかし、水俣病の経験はある。環境省には、確かに先生方のネットワークはありません。しかし、放射性物質に関するさまざまな知見は、これから環境省に集まります。

環境省の中にもいろいろ議論がありました。ありましたけれども、ここはやろうじゃないか、と。私といまパートナーでやっている南川さんという次官はなかなかの傑物でして、やろうじゃないか、と。わずか 1,200 人の所帯ですが、環境省はそういったことにいま挑戦しています。もともとやっていなかった原子力の安全についてもやります。健康問題についてもやります。そういったことについて、除染についても、これまでどこもやってきませんでしたけれども、環境省が請け負うことにしました。

当初は、環境省の皆さんの中にも、本当にそんなことがやれるのかという迷いがあった。私もちょっと途中で厳しいことをいったこともあったのです。「もうここで役に立たないなら、役人なんかやめろ」といいました。環境省の人は、野蛮な大臣が来たなと思ったと思います。

最近、言い方を変えています。「役人の本望じゃないか、ここで役に立つなら」と。政治家も同じですよね。せっかく政治家になったんだから、ここで国民の皆さんのお役に立とうじゃないか。福島の皆さんの。それをちゃんと本望としてやれるようであってほしい、そういう前向きな発想に立ってやろうじゃないかということで、いまは呼びかけをしています。

環境省の皆さんの中にも、これまでの環境省から脱皮して、いろんなことを進んでやって、前向きに取り組んでいこう、そういう雰囲気が広がってきている、と私自身は感じております。ことし、本当に環境省にとっても大変な年でしたけれども、来年はそういうしっかりとした役割を環境省自体が果たしていけるような状況をつくっていきたいなと思っております。

最後に、このパンフレット（資料②　本文後に掲載）をごらんいただけますでしょうか。パンフレットを持っているのは私だけなのですね。みなさんのお手元にはコピーをお届けしています。いま製造しているところです。これは環境省がやっている、がれきの処理についてのパンフレットです。

災害廃棄物の広域処理を進めたい

宮城県・岩手県の廃棄物の処理に、いま我々が一番頭を悩ましております。1 枚めくっていただいて、見開きの左側、膨大な量の災害廃棄物が出ております。岩手県でいうと、通常の年の 11 年分。宮城県でいうと 19 年分。石巻が一番多いのですが、石巻は 100 年分の廃棄物が出ています。もちろん、それぞれの市町村にも最大限の努力をいただいていますし、私どもも、仮設の焼却場もつくっておりまして、そこでも燃して処分をするということをやっているのです。

ただ、これだけの量ですから、現地で処理を

しきれない状況になっている。そこで、とにかく全国の皆さんに、広域処理をお願いできないだろうかということで、環境省として全面的に働きかけをしています。

実は、表面にはなかなか出ていないのですが、率直にいうと出せないのですけれども、私もこのことにかなりの時間を使っています。上京してこられた首長の方に、このことについてのお願いをしたり、いろんな方に直接電話して、容量の大きい、そういう力のある自治体には、広域処理をお願いできないだろうかということで伝えてまいりました。

当初、4 月、5 月あたりは、環境省がお願いしても好意的な反応が多かった。ところが、私が環境大臣に就任した 8 月の終わりあたりから、改めてお願いをしますと、非常に厳しい反応になった。もうおわかりだと思います。宮城県であるとか岩手県についても、放射性物質が拡散をする、そういう懸念があるのではないか、ということが示されたわけです。その説明も、これまでも一生懸命してきたのですが、なかなか不安を払拭することができませんでした。そこでつくったのがこのパンフレットです。

もう一枚めくっていただいて、4 ページです。左肩に、「災害廃棄物って安全なの？」 と書いたページです。ここでいくつか例を挙げておりますが、皆さんも東京都が岩手県の廃棄物を受け入れたことはご存じだと思います。具体的にまず受け入れを東京都がしてくださったのは、岩手県の宮古市の廃棄物です。この右肩のところに書いてありますけれども、宮古市の災害廃棄物のセシウムの濃度というのは、69 ベクレル/kg です。これを燃やすと 10 倍とか 20 倍になるのですけれども、放射性セシウムは 69 ベクレルなのです。

食品の安全基準を、暫定値でいま 500 ベクレル/kg に決めておりますので、それよりはるかに低い値であるというのは、数値としては皆さんにすぐおわかりいただけると思います。ただ、これを燃やせば、それによって濃縮されますから、そうすると、最大で 30 倍ぐらいになるという計算をしているのです。それでも、実際に宮古市の場合には、東京都が受け入れたものの中でいろいろと計算をしてみると、灰にして 133 ベクレルというような数字が出ています。そういう放射性物質がどういう値かということなのですが、それは左側に書いてあります。

灰を安全に埋め立てれば０．０１ミリ

話が前後したのでややこしくなってしまいましたけれども、廃棄物そのもの、灰になる前の廃棄物で、240～480 ベクレル/kg の廃棄物、これを燃やすと、最大で 8,000 ベクレルというレベルになるわけです。最大で。それよりも実際にははるかに低い数字なのですけれども、灰で最大で 8,000 ベクレル。

では、8,000 ベクレル/kg の廃棄物を埋め立てて安全に処理したときに、周辺にどれぐらいの放射線量が出るのか。それは 0.01 ミリシーベルト/年なのです、皆さん。0.01 ミリシーベルトです。通常の皆さんが生活をしている空間の放射線量、自然放射線量といいますけれども、これがどれぐらいの量かというのは、もう皆さんご存じですよね。例えば 1 ミリシーベルトとか、そういう数字です。大体、日本の平均値が 1.4 ミリシーベルトといわれています。世界の平均は 2.4 です。この数字なのです、皆さん。この数字なのです。

これは、環境省でちゃんと研究会をつくって、徹底的に数字の精査をして、皆さんに公表している数字ですから、間違っていません。これを皆さんがどう考えるかなのです。また改めて申しあげなければならないのが、原因者は国ですから、この状況をつくって、国民の皆さんをいろんな不安に陥れている責任はすべて我々にあります。ですから、それを開き直ることは絶対にできないと思うのです。申しわけない。本当にこれは心の底からおわびをしなければならないと思う。

しかし、そのリスクは一体どういうものなのかというのは、客観的に皆さんにぜひとらえてもらいたい。そして、恐れるべきものについては、我々もちゃんと本当に処理をしますし、そのことは国民の皆さんにも申しあげます。しか

し、恐れるべきでないものまでみんなで恐れて、萎縮しては災害の復旧が進まない。東北の復興が進まない。それはあまりに不幸なことではないか、と私は思うのです。皆さん、どうでしょうか。

そこで、私は年末から年始にかけて、再度、このことを全国の自治体にもお願いしようと思っていますし、個別に自分の出身地の静岡にも今週お願いしに行こうと思っています。静岡県でも直接首長の皆さんにお願いしていこうと思っています。

そろそろ我々も変わらなければならないのではないか。それは、3 月 11 日に事故が起きました。それは本当に皆さんに申しわけなかったし、そして、そのことについて克服する努力はまだまだしなければならない。しかし、現実として事故が起こってしまったわけです。これは乗り越えなければならない課題でもあるわけです。乗り越える最大の責任は政府である我々にある。しかし、国民全体で乗り越えよう、これを何とか乗り越えて日本を再生していこう、そういうふうに皆さん一人一人に思っていただかなければ、おそらくこの国難は乗り越えられないと思うのです。

私は政府の中で、まさにこれを担当をしていますから、この国難を乗り越えるべく、踏みとどまるところは踏みとどまろうと思っています。こういう話をすると、いっぱい抗議の電話が来ます。低線量被曝のときもそうでした。このがれきの問題にしても、事務所に抗議の電話が殺到します。テレビで発言をすれば、いろんな手紙も来ます。それでも、やっぱりだれかがいわなければいかん。いろんな矢もやりも飛んでくるかもしれないけれども、私はその役を、いま政府の中でやらなければならないと思っております。もう本当にいよいよ年の瀬に入ってまいりますので、そのことを貴重な席であえて申しあげようかな、と思ってきょうは参りました。

大変若輩な私が口はばったい話をいたしましたけれども、本当に最後まで耳を傾けていただきまして、ありがとうございました。心より感謝申しあげます。（拍手）

＜ 質 疑 応答 ＞

司会（田﨑史郎企画委員）　ありがとうございました。非常に熱のこもったいいお話をしていただきました。現場の人たちに対する感謝の気持ちを忘れてはならないと思いましたし、私たちの問題として、いま最後におっしゃった、災害廃棄物もとらえなければいけないということも、非常によくわかりました。また福島を原子力安全の道場にしたいという構想など非常にいいなと思いました。

そのうえで、2～3、私のほうから質問いたしまして、その後、会場からの質問に答えていただく形にしたいと思います。

まず、お話の中で、中間貯蔵施設を福島につくるということ、そう遠くない時期にお願いしなければいけないということをおっしゃったんですが、年内とか年明け早々とか、それぐらいのタームでみていらっしゃるのですか。

細野環境相　きのう、区域の変更のことについて具体的に説明申しあげましたので、それは、いま福島においてはものすごく一番重い問題なのです。ですから、まずは、ここ数日は少なくとも、その中で福島の皆さんの意見をどう反映できるのかとか、おそらく追加でもいろいろとご意見が来ると思いますので、それをしっかりとみきわめたいと思っています。

それと並行して中間貯蔵の問題も走らせると、あまりにいろんなことをお願いし過ぎているという状況にもなりかねませんので、まずはこの区域の問題について、当面の考え方がまとまるのが先ではないか。それが終わった後に中間貯蔵についても改めて、というようなことを考えております。

したがって、いまの時点で、年末にできそうだとか、それは年始になりそうだとかいうことは、ちょっと申しあげることができません。福島の皆さんの、いま本当にお考えになっていることとか、お気持ちをみきわめたうえで判断をしていきたいと思っております。

司会　2 点目として、避難指示解除準備区域

に住民がいつ戻れるのか、ある種のめどというのはどれくらいに考えていらっしゃるのか。

細野環境相　そこも、自治体の皆さんのお気持ちによると思います。実際、市町村によっては、緊急時避難準備区域の解除をしたときに、外側20kmから30kmのあの場所の避難準備区域を解除したときに、線量が低いので、一緒に警戒区域も解除してもらいたいと、そういうお話をされた自治体もあったのです。ですから、自治体によっては、できるだけ早く、緊急時避難準備区域と一緒にでも警戒区域を解除してもらいたい、警戒区域から住める状態にしたいというところもあると思うのですね。ですから、かなり差が出てくると思うのです。

一方で、緊急時避難準備区域を解除するだけでもあれだけ時間がかかりましたし、まだ実際は戻っていないところがたくさんあるのです。ですから、緊急時避難準備区域の場合は、立ち入りを制限しておりませんでしたし、人が住んでおられたところもありますから、インフラもある程度残っていたところが多かったのですが、それでも時間がかかったということを考えなければいけない。

警戒区域というのは人が住んでいませんので――9 カ月住んでおられないわけです――最速、例えば4月ということで判断をするということになったときも、そうすると1年以上住まわれていない中で、本当に帰れるのかということについては、かなり慎重な検討が必要だと思うのです。ですから、それぞれの市町村の意向であるとか、それぞれの町の状態というのをみきわめたうえで、4月以降のいろんな状況判断ということになってくると思います。

ですから、私は、そこは慌ててもいかんと思うし、逆に市町村の意向があるのであれば、先なんだということをいう必要もないと思うのです。それぞれの状況に応じて適宜判断をするということでいいのではないか、と思っております。

司会　私のほうから最後の質問です。金曜日に総理が記者会見されたときに、「事故が収束した」と、「収束」という言葉を使われたことに対する反発が出ているんですけれども、あの言葉の含むところ、意味するところ、一体、政府内でどういう検討がなされたのかについて、ちょっと説明していただけますか。

細野環境相　原子力災害対策本部の判断ですので、これについては、政府としての決定ということになります。私が事故の収束の責任者ですので、私自身が「収束」ということできちっとご説明すべきだというふうに考えました。そして、関係の閣僚といろんな相談をさせていただいて、ああいう表現を総理にもしていただいた、という経緯です。ですから、ご批判があるとすれば、私が受けなければならないと思っております。

中身は、先ほどご説明をしたとおりです。9月から慎重に検討してきて、ポイントは、再び地域の皆さんに避難をしていただくという状況ではなくなった、それだけの設備が整ったということをもって「事故の収束」というふうに判断をいたしました。そこは私の判断というふうにお考えいただいて結構です。

司会　それでは、会場からの質問をお受けしたいと思います。

質問　2点あります。お話の中で、セシウムの濃度のことを、広域処理のところで、例えば廃棄物は 240～480 ベクレル/kg 以下だとかいうことをおっしゃっていたんですけれども、例えばプルトニウムとか、核種によってレベルが違うべきではないのか、という素朴な疑問を持ちました。それについてが1点。

２点目。来年は原子力大綱の改定というのが大きなテーマだと思うんですけれども、特に核燃料のサイクルについて、どのように大臣はお考えか。例えば、もし再稼働ということになったとしても、各電力会社が使用済みの燃料を置く中間貯蔵施設というのがかなり逼迫しているというふうに理解しているものですから、それについて、どのようにお考えなのか。

細野環境相　1点目ですけれども、プルトニウムは、量は極めて限定をされていますが、原発のところから出ていることは事実です。当初は、プルトニウムの場合は測定にかなり時間がかかりますので、セシウムのように簡単に出てこないものですから、サンプルが限定されておりました。けれども、いまはかなりサンプル数がそろってまいりまして、おおよそのところは、皆さんにお知らせさせていただいているという状況でございます。

ただ、そのデータをみておりますと、セシウムの濃度と比較すると、極めて限定されています。したがって、セシウムを超える影響をプルトニウムが及ぼすことはない、というふうに評価をしております。

したがって、廃棄物についても、代表的な核種で、ここではセシウムについて評価をしております。が、プルトニウムについても、濃度についてはほとんどないといってもいいと思いますけれども、もちろんゼロではないという意味で、可能性が常にあるというふうには考えたほうがいいと思う。が、こういう放射線量に対する影響というようなことでいうならば、セシウムの中に含まれるというか、セシウムの影響を下回る形になりますので、影響はないということです。

次に原子力政策大綱ですが、私、原子力委員会の所管もしておりまして、大綱の議論は、3月11日で中断をしておりましたが、再開をしておりますので、そのことについては非常に大きな責任があるというふうに自覚をしております。そこは、フロントエンドの原発の稼働、発電の問題と、バックエンドの問題というのは、密接不可分でもあるわけです。密接不可分でもあるのですが、それは皆さんもおわかりになると思うんですが、密接不可分であると同時に、実は別の問題ともとらえることもできるのです。

といいますのは、いま質問でいわれたように、原発の再稼働がどうなろうが、将来脱原発になろうが、どうなろうが、使用済み燃料が日本に存在するということは間違いない。特に福島の場合には、東京電力の福島第一原発の中には相当の使用済み燃料があって、次の中長期の課題として一番先にやらなければならないのは、4号機の使用済み燃料プールからの取り出しです。共用プールからまず取り出して、そこに4号機のプールの燃料を入れるということになるのですが、これは何らかの処理をしなければならない。ということを考えると、使用済み燃料の問題をどう現実的にしていくのか。

中間貯蔵施設というのは、いま建設中で、とまっている青森のむつのものしかない。そこに持っていけるのかというと、まだ建設が進んでいませんから、そういう状況でもない。乾式キャスクというのも一つの方法なのですが、それも自治体の皆さんの理解が得られるか、という問題がある。

そういったことを考えたときに、やはり全体として絵をかかないといかんという意味で、使用済み燃料をどうするのかという問題に向き合っていかなければならない。それは中間貯蔵もそうだし、六ヶ所の再処理工場もそうですし、もんじゅ高速増殖炉、これを一体と考えるか、分けて考えるかという議論もあると思うのですけれども、そういったこともトータルに考えなければならないという意味で、使用済み燃料プールの問題がある、というのが一つ大きい。

もう一つは、バックエンドの問題というのは、核不拡散の問題ともセットだということを考えなければならない。プルトニウムを国内でどう扱っていくのか。これはフロントエンドの濃縮ウランの問題も、実は核不拡散の問題と不可欠ではあるのですけれども、世界はこれまで何度か、こういう燃料の管理について国際バンクみたいなことを指向したことがあるんですが、それがうまくいったことはいままでないのです。ですから、常に原発があるところというのは、核拡散と裏表の関係にあって、その懸念にどう答えるのか、というのは世界的な課題なのです。特にアジアにおいては非常に大きな課題です。日本もその課題とは無縁ではありませんから、その問題と日本がどう向き合っていくのかというのがもう一つの課題だと思います。

来年、本格的な議論になりますので、担当大臣である私が、これ以上、何かこういう方向が

いいのではないかということをいうタイミングではないと思うので、これぐらいにとどめたいと思います。が、いま申しあげたような 3 つぐらいの課題、フロントエンドとの関係、そして使用済み燃料をどうするのかというトータルの絵をどうかくかという問題、そして核不拡散について日本がどう向き合っていくのかという問題。この 3 つぐらいの問題を考えながら、バックエンドについての判断というのが必要になってくるのではないか、と思っています。

質問　先ほど、政府と東京電力の責任ともおっしゃいました。その法律的な根拠をお伺いします。確かに、電気事業法とか、いろいろ調べると、電力会社には電力供給の義務があります。しかし、電力会社というのは株式会社であります。1 株 3,000 円、4,000 円したものが、いま 200 円から 300 円ぐらいの株価です。あくまでも株式会社ですから、株式会社というのは自分の責任においてすべて処理をする、事業をする、利益を出す、こういうことですね。

ところが、政府の責任だと。それはわかります。エネルギー供給という責任がありますから。でも、どういう形で、現実的にどこまで今回のような事態に対して責任をおとりになるのか。そういう覚悟というか、そういうスキームがおありになったらお伺いしたいと思います。

もう一つ。プルトニウムは半減期が 2 万 4,000 年です。一部、プルトニウムが今度の事故でも出ております。そのプルトニウムのＭＯＸ燃料を非常に大々的にやるというスタンスがかつてはありましたね。この辺についてはいかがお考えなのでしょうか。

細野環境相　1 点目の責任の法的所在ということに関して申しあげると、東京電力の場合は、やはり原賠法ということになると思うのですね。あれのただし書きには該当しないというのが政府の解釈ですから、そうすると、東京電力は事故について責任を負うということになります。

政府の責任が法的にどうかといわれると、そこは法的にというよりは、まさに政府たるもの、原子力を規制し、国民を不安に陥れないというのは――もちろん原賠法という法律をつくっているのが政府ですから、原賠法も原子力基本法も規制法も全部政府ですから、そういった規制をつくっている中で、国民を本当の意味でしっかり守ることができなかったという意味において、それはあらゆる法律をつくっているのが政府ですから、大前提だと私は思うのですけれども。

高速増殖炉というのは、核不拡散の観点からすると、プルトニウムを燃やすわけですから、それ自体は、不拡散の面で、発電をするという意味ではいいといわれていたわけですね。かつては、各国がそういうことに挑戦をして、なかなかうまくいかなかった時期もあって、日本もうまくいかなかった。いま新しい波もまた来ていまして、インドなども高速炉について随分検討を始めていまして、この波をどうみるのかという判断は非常に難しいところだと思います。

もんじゅをどうみるかというのも、またこれもあるんですね。私も 2 回もんじゅに行って、ついこの間も行ってきたんですけれども、70 年代にいろんな準備がされて、80 年代につくられて、90 年代に動き出したのですが、ちょっと時間がたち過ぎてしまったという問題があると思うのです。

ですから、もんじゅというものを、時間がたち過ぎてしまったものとしてどう考えていくのかということについては、これはもう、率直なところ、私の中でまだ結論が出ていません。これまでお金がかかったからとか、これまで頑張ってきたからということだけではなく、ゼロベースで見直したほうがいいとは思います。

そのうえで高速炉というのをどうみるのかというのはまた別次元であって、そこは、さっきの質問に答えたような形の中で、いろんな判断をしていくということになるのだろうと思います。

質問　除染体制はほぼ整ったというようなお話をいただいたんですが、これはいろいろ実際に実施する市町村によってまるっきり違う

んですね。例えば福島市、これは専門の業者を雇って、除染しています。それから郡山市、ここは町内会に任せています。素人では全然除染の効果が上がらないらしいですね。

自治体がばらばらにやっているところを、専門の業者を使うなり、それから自衛隊を使うなり、そういうことを国のほうから指導していかないと、除染で予算はつけました、だけど実際に除染効果が上がるかというと、なかなか上がらないのだと思います。

学校給食の内部被曝の問題で、南相馬市のほうは拒否したが、相馬市のほうはオーケーしてやっているということです。実際に住んでいるところによって、住民が放射能の影響を受けるのが別々になってしまうんですね。ばらばらというか、そういうところを細かく、もっと国が責任を持って指導していって、統一したものにできないのかどうか。あまり自治体にだけ任せますと、首長に任せますといったって、彼らが責任をとれるわけではないでしょう。

大臣がそういう指導をこれからやるということをいえば、福島県内の市町村はみんな安心するんじゃないかと思います。その辺をはっきり明言していただきたいと思います。

細野環境相　いまのは、実は結構難しい質問なんですよね。本当に難しいご質問なのです。

特に除染が典型的なのですけれども、もちろん業者を使って効率的に大規模にやるという方法も重要なので、市町村にはそういうやり方をやりましょうということは呼びかけています。業者も、徐々に地元の皆さんの中でもやろうというところが出てきたので、できれば福島の経済のエンジンにもなるような形でやりたいと思っているんです。

一方で、郡山市がとっておられる考え方として、地元の皆さんに力を出してもらおうと、地元が再生に向かって手足を動かしてやっていこうという、これも実はとうとい、そしてそれが再生につながる面があるのです。私は、これはこれで本当に捨てがたいと思っていて、伊達市も初めそうでしたけれども、本当に一生懸命皆さんが地域の学校をきれいにしようと立ち上がられた。それが福島の再生の大きなきっかけにもなったんです。

我々は皆さんに、それこそおわびをしなければならない話なので、どうぞ地元の人でやってくださいというのではなくて、業者を使おう、いろいろそういうことをやろうということを呼びかけていますけれども、それは並行してやれることだと思うのです。

ですから、福島市ではボランティアでやっておられるところもあって、業者も使っておられる。郡山市は郡山市の考え方がありますから、そこは個別にいろいろ話をする中で、こういうやり方もあるということをお知らせしていきたいと思っています。

その中で、私が参考レベルと申しあげたのは、そこはもっと国が責任を持つべきではないかと思ったのです。つまり、郡山市に 20 ミリというところはおそらくないと思いますけれども、福島市には結構高いところがありますから、20 ミリのところを 10 ミリにまず下げるのは、福島市と国が一緒にやろう、と。ほかにも、いくつかそういうところがありますから、そういったところについては、それぞれの自治体が本当にやり切れているかどうかも含めて、国が 10 ミリまではとにかく責任を持ってやっていくという、そういう体制はつくらなければならないと思います。

司会　時間も限られているので、あと質問は 1 人だけということにしたいと思います。それから、先ほど、金正日氏が死去されたという報道が……。

細野環境相　本当ですか。

司会　本当。総理が街頭演説も中止したという。列車の中で死去したという報道がありました。あと質問、1 つだけ、お願いします。

質問　2 点、国内の問題と、国際的な問題を伺います。1 つは、今度の収束の条件として、緊急用冷却装置、給水装置の多重性、多様性が確保されたということがありました。これはほ

かの原子力発電所についても、この条件というのを前提として再稼働を認めるということになるのかどうか。もう一点は、国際的な問題として、先ほど、もんじゅの話がありましたけれども、もう一つ、ＩＴＥＲ（イーター）の問題があります。ＩＴＥＲについては、どういう方針で進められるか。

細野環境相　まず、多重性のほうですけれども、緊急の対策というのがそれぞれの原発で打たれておりまして、多重性、多様性については、既存の東電の福島原発以外のところでも相当強化はされています。

私は大飯原発、関西のあそこに、先月ですか、行ってきました。相当関電も頑張っていました。ですから、3 月 11 日以降、原発事故に対する発想は、全体としては変わったと思います。いうならば、おざなりの、一応つくって多重性、多重防護という、そういう中身がない多重防護ではなくて、本当の意味での多重性、多様性を指向する対応にはなってきていると思います。それは東電の福島原発だけではなくて、全国の原発でやられていることではあります。それを最終的に再稼働のときにどう判断するのかというのは、まさにこれから保安院なり政府の判断というのが求められてきますので、そこがポイントにはなると思います。

ＩＴＥＲですが、ＩＴＥＲ計画というのは、フランスと日本が分担する形で計画をされていまして、あれは太陽をもう一個つくるのようなものですから、壮大な計画ですよね。将来の計画としては、私は、可能性はあるのだろうというふうにはみています。

ただ、ここは、もちろんコストをどうみるかという問題もあるのですけれども、国際的な枠組みとしてこれからどうなるかという問題もあります。来年の原子力政策大綱の中で、ＩＴＥＲは是か非かみたいな議論は、ちょっとしにくい。50 年とか、それ以上先の話ですので、いまの時点で全部判断するということにはなじみにくいテーマかもしれませんね。人間が太陽をもう一個つくれるかどうかという、非常に根源的な問いではあるのです、核融合ですから。そういう、ある種、これまでの原発とは次元の違うところの世界に手を伸ばすことなので、そこはまた違った判断というか、違うところでの判断ということになるかもしれません。

司会　どうもお忙しいところをありがとうございました。何か政府は安全保障会議をきょうじゅうに開催する方向で調整に入ったということのようです。では、これで記者会見を終わります。

（文責・編集部）

資料1－1

平成 23 年 12 月 16 日
原子力災害対策本部
政府・東京電力統合対策室

東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋（ステップ2完了）のポイント

1. 基本的考え方

原子炉および使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質の放出を抑制することで、避難されている方々のご帰宅の実現および国民の皆さまが安心して生活いただけるよう全力で取り組む。

2. ステップ2の総括

以下のとおり、原子炉は「冷温停止状態」に達し、不測の事態が発生した場合も、敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持することができるようになった。安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったと判断。

① 圧力容器底部及び格納容器内の温度は概ね 100℃以下になっていること。

② 注水をコントロールすることにより格納容器内の蒸気の発生が抑えられ、格納容器からの放射性物質の放出が抑制されている状態であること。
また現時点における格納容器からの放射性物質の放出による敷地境界における被ばく線量は 0.1 ミリシーベルト/年と、目標とする 1 ミリシーベルト/年の目標を下回っていること。

③ 循環注水冷却システムの中期的安全が確保されていることが確認できたこと。
- ➢ 設備は、故障や事故に備え何重ものバックアップにより信頼性を確保。
- ➢ 異常が検知でき、設備の停止時には復旧措置、代替手段を確保。
- ➢ 万一事故が発生した場合においても、敷地境界における被ばく線量が十分低いことを確認。（例：注水ポンプは高台などに 9 台。注水設備が全て使用不能となっても 3 時間程度で消防車による注水再開が可能だが、1～3 号機において同時に 12 時間の注水停止が発生したとしても、敷地境界における被ばく線量は年間 1 ミリシーベルトを下回る。）

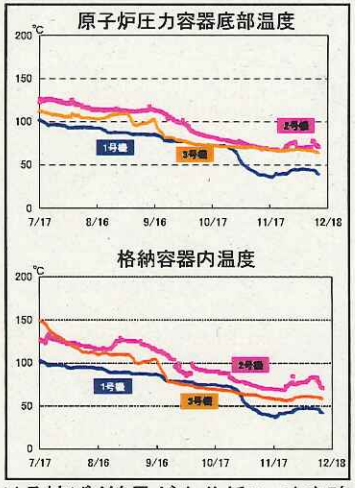

敷地内での作業は依然厳しい状況にあるが、原子炉以外の課題についても以下に示すとおり目標を達成し、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ2の目標達成と完了を確認。

3. 今後の取組

ステップ2完了後に、政府・東京電力統合対策室を廃止し新組織を設置。この新組織により中長期ロードマップを決定し、各参画機関が連携して廃炉に向けた現場作業や研究開発を行う。進捗状況は定期的に公表。

以上

事故収束に向けた道筋の総括

課題		ステップ1 （上段：目標、下段：実施内容）	ステップ2 （上段：目標、下段：実施内容）
Ⅰ 冷却	(1)原子炉	○ 安定的な冷却 ・ 循環注水冷却の開始 ・ 格納容器への窒素充填開始	○ 冷温停止状態 ・ 圧力容器底部及び格納容器内の温度は概ね 100℃以下 ・ 格納容器からの放射性物質の放出を管理し、追加的放出による公衆被ばく線量を大幅に抑制 （敷地境界において 0.1 ミリシーベルト/年。目標の 1 ミリシーベルト/年以下） ・ 循環注水冷却システムの中期的安全が確保
	(2)燃料プール	○ 安定的な冷却 ・ 注入操作の信頼性向上 ・ (2,3 号機)熱交換器を設置し循環冷却システム開始	○ より安定的な冷却 ・ (1,4 号機)熱交換器を設置し循環冷却開始
Ⅱ 抑制	(3)滞留水	○ 保管場所の確保 ・ 保管／処理施設の設置	○ 滞留水全体量を減少 ・ 滞留水の水位は、豪雨や処理施設の長期停止にも耐えられるレベルまで減少
	(4)地下水	○ 海洋汚染拡大防止 （遮水壁の方式検討等）	・ 遮水壁工事に着手
	(5)大気・土壌	○ 飛散抑制 （飛散防止剤の散布等）	・ 1 号機原子炉建屋カバー竣工(3,4 号機は原子炉建屋上部の瓦礫撤去を継続中)
Ⅲ モニタリング・除染	(6)測定・低減・公表	○ 放射線量を十分に低減 ・ 国、県・市町村、東京電力によるモニタリングとその拡大・充実、公表	
Ⅳ 余震対策等	(7)津波・補強・他	○ 災害の拡大防止 ・ 4 号機燃料プール底部に支持構造物を設置	
Ⅴ 環境改善	(8)生活・職場環境	○ 環境改善の充実 ・ 仮設寮建設や現場休憩場開設等	
	(9)放射線管理・医療	○ 健康管理の充実 ・ 放射線管理強化や医療体制整備等	
	(10)要員育成・配置	○ 被ばく線量管理の徹底 ・ 要員の計画的育成や配置の実施	
中長期的課題への対応		・ 東京電力は循環注水冷却システムに係る設備等の中期運営計画及び安全性の評価結果を報告。原子力安全・保安院は循環注水冷却システムの中期的安全が確保されていることを評価・確認	

全国の自治体と住民の皆さまへ

環境省
Ministry of the Environment

東京都をはじめとして、
災害廃棄物の受け入れは
すでに開始されています。
東北の１日も早い復興のために、
全国の自治体と住民の皆さまの
ご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先
環境省 Ministry of the Environment　東京都千代田区霞が関1-2-2

本パンフレットは、津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて
わかりやすく解説したものです。
詳細については、環境省のホームページ http://www.env.go.jp/ をご覧ください。

東北の1日も早い復興のために

環境省からのお知らせ

津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて

災害廃棄物 ってどんなゴミ？ どうして被災 地で処理できないの？

災害廃棄物とは、地震や津波などの被害で発生した廃棄物のこと。岩手県と宮城県では、大量に発生し、大きな問題になっています。

東日本大震災の津波で被害に遭って倒壊した家屋や海水を被った家財等の災害廃棄物が大量に発生し、その処理を急いでいます。

被災地での処理施設の不足で、処理しきれない災害廃棄物。その受け入れにご理解とご協力をお願いしています。

岩手・宮城の両県では、全力で災害廃棄物の処理を行っていますが、処理施設の不足で思うように進んでいません。その量は岩手県で通常の約11年分、宮城県で通常の約19年分にも達しています。被災地の1日も早い復興に向けて、災害廃棄物の早急な処理は不可欠です。そこで、廃棄物の処理施設に余力のある全国の各自治体と住民の皆さまのご協力をいただき、災害廃棄物の処理を行っていただく**広域処理**をお願いしています。

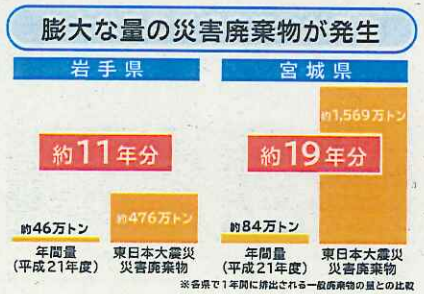

Q 被災地の1日も早い復旧・復興のために、どんなことをしたらいいのですか？

A 災害廃棄物の迅速な撤去・処理によって、被災地の早期復旧・復興が実現できます。

被災地では、災害廃棄物を一時的な置場である「仮置場」に移動しています。しかし、仮置場をさらに確保することは地形的に難しく、現在では災害廃棄物が山積みされ、火災の危険性も高まっています。
被災地では仮設焼却炉を設置するなどして処理に取り組んでいますが、それだけではとても処理しきれず、日本全体で災害廃棄物の処理に協力することで、復旧・復興を進めることが不可欠です。

仙台市若林区 3月13日

同地点 5月24日

Q そもそも、広域処理ってなんですか？

A 被災地を支援し、災害廃棄物を全国の自治体に処理していただくことです。

全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理していただくことを広域処理といいます。

MEMO

広域処理は、これまでも被災地復興の大きな力になっています。

阪神・淡路大震災の際には、兵庫県で発生した可燃性の災害廃棄物のうち約14%が県外で焼却され、埋め立てされました。
また、新潟県中越沖地震で発生した数十トンの災害廃棄物が川崎市によって処分されています。

災害廃棄物って安全なの？

広域処理をお願いする災害廃棄物は放射性セシウム濃度が不検出または低く、岩手県と宮城県の沿岸部の安全性が確認されたものに限ります。

東北・関東地方の空間放射線量マップ

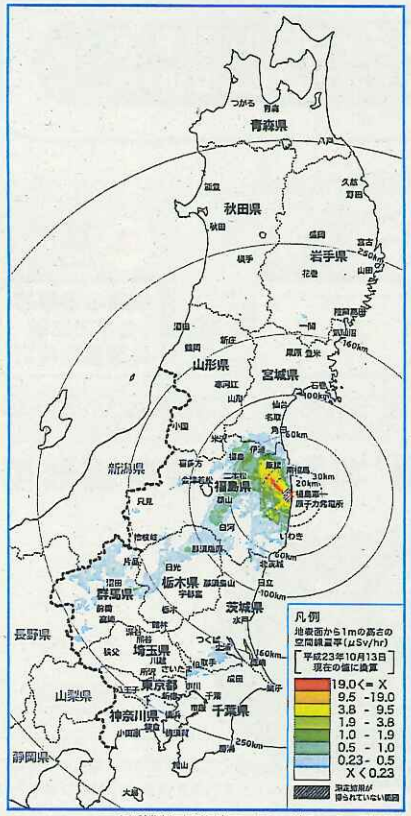

文部科学省による航空機モニタリング結果をもとに環境省作成

広域処理のご協力をお願いする岩手県と宮城県の沿岸部の災害廃棄物は、処理の過程で健康に影響を及ぼさないという安全性が確認されたものだけが対象となっています。また、災害廃棄物の受け入れについては、被災市町村から受入市町村に、事前に通知することになっています。

岩手県及び宮城県沿岸部の空間放射線量は高くありません。

空間放射線量（地上1mでの測定結果）

県名		市区町村名	空間線量率 単位：マイクロシーベルト／時間
東北沿岸部	岩手県	久慈市	0.06
		野田村	0.06
		宮古市	0.10
		陸前高田市	0.05
	宮城県	気仙沼市	0.10
		石巻市	0.09
		名取市	0.08
関東圏	茨城県	水戸市	0.09
	栃木県	宇都宮市	0.11
	群馬県	前橋市	0.09
	埼玉県	さいたま市	0.05
	東京都	新宿区	0.07

関東圏：文部科学省HP 放射線モニタリング情報（11月30日計測結果）
岩手県：岩手県HP 地表付近の放射線量率の測定結果
宮古市、陸前高田市：11月4日～11日計測結果
久慈市、野田村：11月2日～11日計測結果
宮城県：宮城県放射能情報サイトHP（11月30日計測結果）

Q 安全の基準はどのように設定されていますか？

A 可燃物の場合は、放射性セシウムの濃度が240～480ベクレル／kg以下のものが広域処理の対象の目安となります。

可燃物を焼却すると、焼却灰に放射性セシウムが濃縮されます。濃縮率は焼却炉により異なりますが、最も厳しい条件で評価しても、この焼却灰を埋立処分した後の処分場周辺にお住まいの住民への影響は年間0.01ミリシーベルト以下となり、人の健康に対する影響は無視できます。

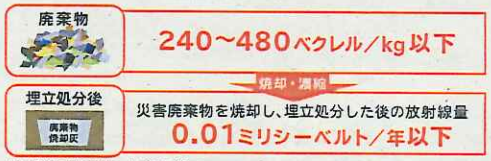

※可燃物の放射性セシウム濃度が240～480ベクレル／kg以下の場合、焼却灰の放射性セシウム濃度は8,000ベクレル／kgを下回り、周辺住民はもとより、最も影響を受けやすい埋め立ての作業員であっても、一般公衆の年間線量限度である1ミリシーベルトを下回ります。

災害廃棄物の放射性セシウム濃度

単位：ベクレル／kg

岩手県	久慈市	不検出
	野田村	不検出
	宮古市	69
	陸前高田市	104
宮城県	気仙沼市	107
	石巻市	101
	名取市	170

放射線量基準値

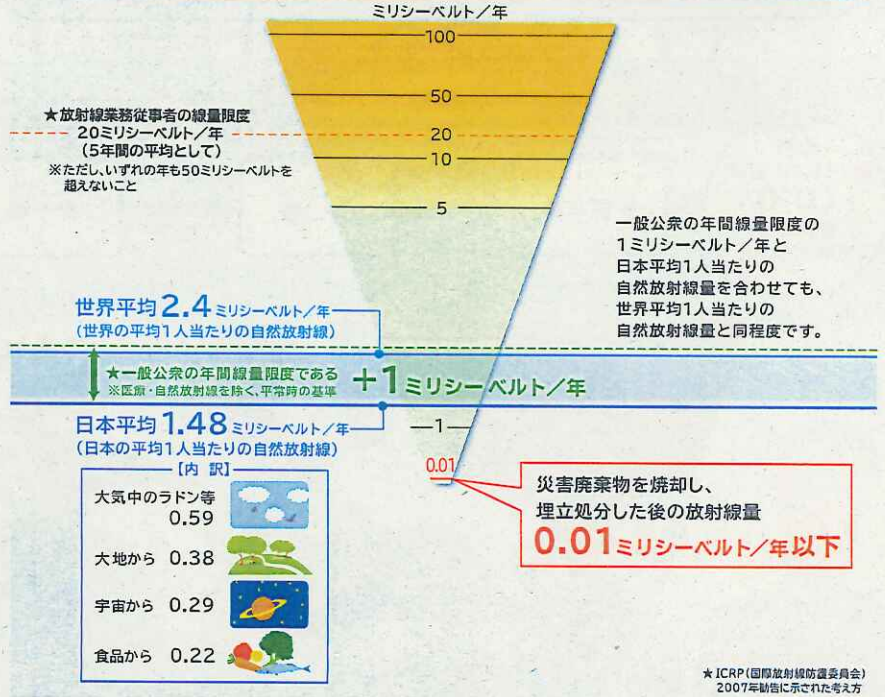

★ICRP（国際放射線防護委員会）2007年勧告に示された考え方

人体に放射線を受けた時の影響を表す単位をシーベルト（Sv）、放射性物質が放射線を出す能力（放射能）を表す単位をベクレル（Bq）といいます。

災害廃棄物って、どうやって処理する の？

災害廃棄物の処理は、徹底的な安全管理のもとで実施 されます。

放射能濃度を測定し安全性を確認するとともに、モニタリングを実施します。

放射能濃度の測定による安全性の確認 → 搬　出 → 移　動 → 受入先での管　理 → 焼　却 → 移　動 → 埋立処分

- 放射能濃度
- 放射線量
- 災害廃棄物が漏れないよう積み入れて輸送
- バグフィルター等で、放射性物質を焼却施設内で捕捉（放射能濃度）
- 焼却灰は密閉された容器で漏らさず運ばれます
- 土でふたをすることにより、外に飛び散ることを防ぎます

埋立処分後の放射線量 **0.01** ミリシーベルト／年以下

焼却する際には高性能排ガス処理装置で放射性物質の大気中への放出を防ぎます。

ダイオキシン対策等のため、焼却施設には、排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置（バグフィルター等）が備わっています。これにより、放射性セシウムをほぼ100%除去でき、大気中への放射性セシウムの放出を防ぎます。

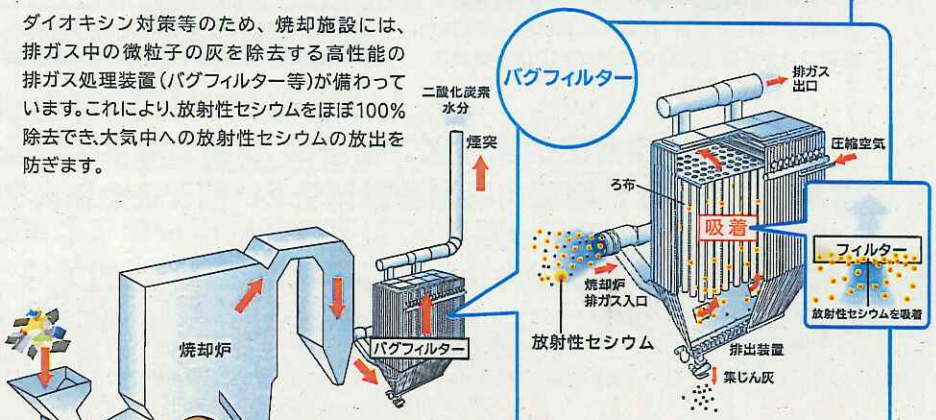

焼却施設 イメージ図

- バグフィルターで実際にダイオキシンや重金属が除去できています。
- 放射性セシウムを含んだ微粒子の灰を吸着させます。これにより、排ガスから放射性セシウムがほぼ100%除去されています。

焼却灰は処分施設に埋め立てられ、土で覆われます。

通常の生活ごみと同様に、焼却灰は一般廃棄物最終処分場（管理型処分場）で埋立処分されます。放射線量は、一般公衆の年間線量限度である1ミリシーベルトを下回り、作業者であっても安全であり、処分場周辺ではさらに安全なレベルです。また、飛散防止のため覆土などを行い、焼却灰が外に出ることを防ぎます。

Q 放射線の影響はないのですか？

A 処分施設の上部を50cm以上の土で覆うことで、放射線を十分遮へいすることができます。

埋め立て終了後は、処分場の上部を50cm以上の土で覆います。それにより、99.8%の放射線を遮へいでき、周辺住民への健康に対する影響を無視できるレベル（年間0.01ミリシーベルト以下）に抑えられます。